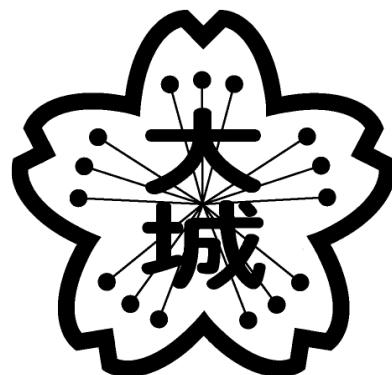


令和 6 年度  
いじめ防止基本方針



大野城市立大城小学校

## 目 次

1 いじめ防止等の対策に関する基本理念	.....	1
2 いじめ防止に向けた学校としての基本方針	.....	2
3 いじめ防止基本方針に基づく組織活動について	.....	2
4 学校におけるいじめ防止等に関する具体的な取組	.....	3
(1) いじめの未然防止		
(2) いじめの早期発見の取組		
(3) いじめに対する措置		
5 重大事態発生の際の対応	.....	7
6 年間計画	.....	9
7 大城小学校いじめ防止リーフレット	.....	10

# 大城小学校いじめ防止基本方針

## 1 いじめ防止等の対策に関する基本理念

(第2条)

この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

（いじめ防止対策推進法より）

- (1) いじめは、どの集団にも、どの学校にも、どの子どもにも起こる可能性がある最も身近で深刻な人権侵害である。いじめは、被害者の「精神的な苦痛」を基礎として判断される。
- (2) いじめを防止するには、特定の子どもや特定の立場の人だけの問題とせず、広く社会全体・学校全体で真剣に取り組む必要がある。
- (3) すべての子どもの人間形成、健全育成を図り、いじめのない子ども社会を実現するためには、学校、保護者、地域住民などがそれぞれの役割を自覚し、主体的かつ相互に協力し、活動する必要がある。
- (4) 子どもは、自らが安心して豊かに生活できる社会や集団を築く推進者であることを自覚し、いじめを許さない子ども社会の実現に努める。

○ 本校は、全職員が「どの子どもにも、どこの学校でも起こりえる」「相手を傷つける言動はいじめである」という視点を常にもち、児童のSOSを見逃さず、いじめを許さないというメッセージを発信していく。その上で、いじめの認知があった場合は、次のような早期対応を図る。

- (1) 今起きているいじめの正確な状況を把握する。（情報収集）
- (2) いじめの形態に応じて関係児童生徒の指導に十分配慮する。また、いじめを受けている児童の保護にあたる。
- (3) 児童の周囲の児童（傍聴者）に対する全体指導・個別の指導も行う。
- (4) 学級だけの問題にせず、全職員の共通理解のもとで指導する。また、教師一人で抱え込まないで、全職員で指導に当たるとともに、学校運営協議会（子育て会議）とも連携して対応する。
- (5) 家庭と緊密な連携を取り、迅速で適切な指導、助言を行う。
- (6) 学級集団のより良い人間関係づくりを基盤に学級経営を見直し改善を図る。（「いじめの解消」については、少なくとも3ヶ月は見守ること。）

## 2 いじめ防止に向けた学校としての基本方針

- (1) あらゆる教育活動を通じ、誰もが、安心して、豊かに生活できる学校づくりに努める。
- (2) 子どもが主体となっていじめのない子ども社会を形成するという意識を育むため、子どもが発達段階に応じていじめを防止する取組が実践できるよう指導、支援する。
- (3) いじめは、どの学校にも、どの学級にも、どの子どもにも起こりうることを強く意識し、いじめを未然に防ぎ、いじめが発生した場合は早期に解決できるよう学校は保護者、地域や関係機関と連携し情報を共有しながら指導にあたる。
- (4) 学校はいじめを絶対に許さないこと、いじめられている子どもを守り抜くことを表明し、いじめの把握に努めるとともに、校長のリーダーシップのもと組織的に取り組む。あわせて、「いじめに関する取組」を学校評価に設定する。
- (5) 相談窓口を明示するとともに、児童に対して定期的なアンケートや個別の面談を実施するなど学校組織をあげて児童一人ひとりの状況の把握に努める。
- (6) 保護者が、どの子どももいじめの加害者にも被害者にもなり得ることを意識し、いじめに加担しないよう児童と関わったり、児童の様子に目を配って早期発見をしたりすることができるよう啓発する。
- (7) 学校・家庭・地域が連携して情報交換を行い、相手を傷つける言動はいじめである共通認識のもと、いじめのおそれがある場合は連携していじめ根絶に努める。

## 3 いじめ防止基本方針に基づく組織活動について

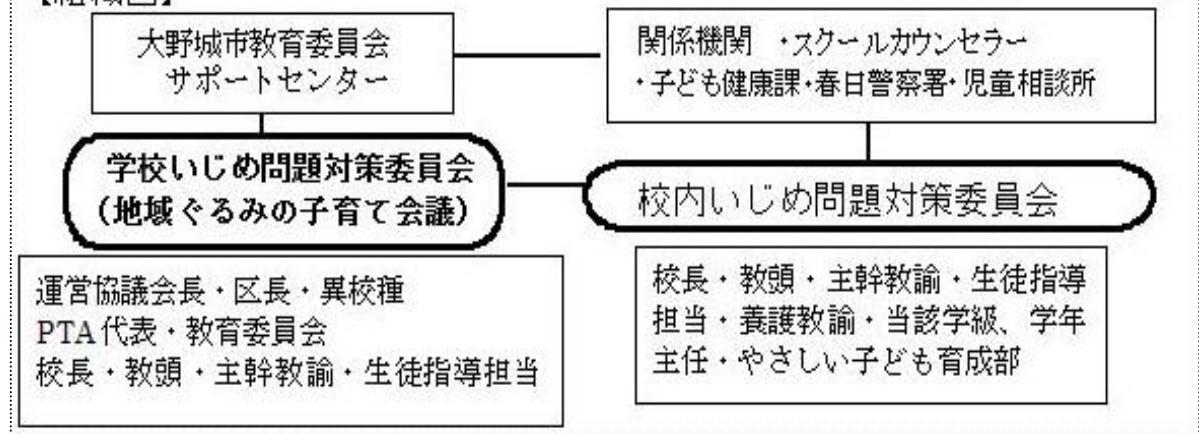
いじめ防止に向けた学校の方針に基づく活動計画を作成し、実践し、評価・改善を図るための組織として、「学校いじめ問題対策委員会」を設置する。「いじめ問題対策委員会」の役割を次のように考えている。

(いじめ防止基本方針については作成後報告を行う)

- 学校の基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成の際に中核となる役割
- いじめの相談・通報の窓口としての役割
- いじめの疑いに関する情報や児童の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有を行う役割
- いじめを察知した場合には、情報の迅速な共有、関係のある児童への事実関係の聴取、指導や支援の体制・対応方針の決定、保護者との連携等の対応を組織的に実施する役割

本校において、いじめ防止に関する措置を実効的に行うための組織については、地域ぐるみの子育て会議（学校運営協議会）を中心に据える。また、校内いじめ問題対策委員会を置き、常に子育て会議のメンバーとは情報交換を行う。必要に応じて、校内いじめ問題対策委員会に参加してもらう。

【組織図】



## 4 学校におけるいじめ防止等に関する具体的な取組

### (1) いじめの未然防止（いじめを生まない教育活動の推進）

#### ① 命の教育の推進、人間関係・集団づくりの推進

学年	学習内容（月 教科・領域）	学年	学習内容（月 教科・領域）
1年	きれいなからだ②（9月学級活動） みんなにこにこ顔（11月学級活動）	4年	学級集会を開こう（7月学級活動） 友達となかよく（10月学級活動） 仲良し集会を開こう（12月学級活動） さよなら集会を開こう（3月学級活動）
2年	みんなで仲良く（10月学級活動） わたしたちの命【おへその話】（2月学級活動）	5年	心の健康（9月保健） 男女の協力（10月学級活動） 情報収集の仕方（2月学級活動）
3年	たくさんの友だち（9月学級活動） インターネットの使い方（10月学級活動） 赤ちゃんの誕生、大切な命（2月学級活動）	6年	どんな仲間だったのか（6月学級活動） 命のはじまり（10月学級活動） 「いじめ」って何だろう（11月学級活動）

#### ② 基本的生活習慣の定着と規範意識の育成

- 一年間を通して、守るべき身につけるべき基本的生活習慣を示した「大城小のきまり」を配付し、児童・保護者へ啓発する。
- 長期休業前（夏休み、春休み）に、生徒指導に関する文書を配付し、守るべき身につけるべき基本的生活習慣について児童・保護者へ啓発する。
- 毎日、自分自身の生活を振り返るために「振り返りカード」の記入の指導を徹底し、基本的生活習慣の定着を図る。
- 「保護者と学ぶ規範意識育成事業」等を活用し、児童と保護者がともに学ぶ場を設定する。（「インターネットや携帯電話の使い方といじめ防止」等のテーマで）
- 学級・学年懇談会の場において、基本的な考え方・対応の共通理解を図ると共にいじめ防止のための学校の取組を説明し、保護者への協力を呼びかける。

#### ③ 日常の学習の指導の中で特別支援教育・積極的生徒指導を取り入れた授業づくりの推進

- 特別支援教育・積極的生徒指導を取り入れた授業作りについての共通理解を図る。わかる授業づくりを進める、すべての児童生徒が参加・活躍できる授業を工夫する。
  - ・「自己決定の場を与える」
  - ・「自己存在感を与える」
  - ・「共感的な人間関係を育成する」
  - ・「思考の場」…めあてに沿って自分の考えを作る場（自己決定の場、自己存在感）
  - ・「自他の考えを伝え合う場」…望ましい人間関係の中で考えを交流する場（共感的な人間関係、自己存在感）
- あいさつ、言葉遣い、清掃、時刻を守る、身だしなみという習慣や、授業中の正しい姿勢の徹底、発表の仕方や聞き方の指導など全校で取り組み、規範意識を高める。
- 人間関係を高めるソーシャル・スキル・トレーニング活動の充実  
ロールプレイを通して、温かい言葉を使ったコミュニケーションの練習をし、それを生活に生かしていこうとすることができる。（毎月第2水曜日「スキルタイム」にて）

## 年間計画

月	低学年	中学年	高学年
4	鏡よかがみ【信頼体験】	印象ゲーム【自己理解】	アドジャン【自己理解】
5	ほめる・図工の作品	ほめる・1年生へのプレゼント	ほめる・係のポスター
6	はげます・勉強のつづき	はげます・ドッジボール	はげます・リレーのバトンパス
7	はげます・給食のもりつけ	はげます・野球のバッティング	はげます・サッカーのシュート
9	ともだちはっけん【他者理解】	この指と～まれ【他者理解】	ねえ、どっちがいい 【自他理解】
10	はげます・足し算の学習	はげます・一輪車の練習	はげます・駅伝大会の練習
11	気づかう・転んでしまった友だち	気づかう・おなかが痛い友だち	気づかう・けがをした下級生
12	あやまる・ぶつかったとき	あやまる・足を踏んだとき	あやまる・ボールを当てたとき
1	友達発見クイズ【自他理解】	言葉のプレゼント【他者理解】	ドンと来い！悪口【自他理解】
2	感謝する ・忘れ物を届けてもらったとき	感謝する ・教科書を見せてもらったとき	感謝する ・借りた物を返すとき
3	子どもが感じるメッセージ ・なかまに入れてと頼んだとき	子どもが感じるメッセージ ・賞をもらったとき	子どもが感じるメッセージ ・高飛びが跳べたとき

### ④ 大野城市心の教育および豊かな感性をはぐくむ道徳教育の充実

- 児童一人一人の情操や道徳性を養うために、心の教育および CVT 学習（キャリア教育・ボランティア活動・ふるさと学習）の推進を図る。
- 各学年で道徳を中心として CVT 学習の授業において研修を行い実践事例を積み上げていく。また、11月に心の教育学習参観を行い、ふるさとのよさを保護者や地域とともに実感できるようにする。

### ⑤ 職員研修の充実を図る。

- いじめ防止に関して、全校での取組内容の共通理解を図るための研修を行う。
  - ・「いじめ防止基本方針」の共通理解を図る。
  - ・「いじめ問題総合対策計画」の共通理解を図る。
- カウンセリングマインドを大切にした教育相談の進め方について研修を行う。
- 心の豊かな感性をみがく児童理解の研修を行う。

### ⑥ P T A や地域と連携した取組

- 学校だよりや学年だより等で子どもの様子を伝えることを通して、家庭や学校での子どもの状況を把握し、子どもの気になる点については学校に迅速に報告できる体制を作り、連携していじめの早期発見・防止に努める
- 家庭でのあいさつ習慣の取組と学校のあいさつ（規範意識）の指導の取組を地域に発信していく。

### ⑦ 関係機関との連携

大野城市教育委員会や児童相談所、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の連携を密にして、未然防止に努める。また、いじめを認知した場合は、速やかに教育委員会等と連携して解消に向けての取組を行う。

- 大野城市教育委員会「サポートセンター」への報告を速やかに行う。
- 大野城市子育て支援課や児童相談所との連携のもと、解消に向けた取組を行う。
- 事案によっては、春日警察署、筑紫医師会、人権擁護委員会との連携を図る。
- スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーによる児童観察や保護者面談等を通して、解消に向けた取組を行う。併せて、成人講座等で PTA との連携による取組も行う。
- 福岡県いじめレスキューセンターの要請に応じて連携を図る。

## (2) いじめの早期発見の取組

- ① 「いじめの早期発見・早期対応の手引き（平成19年3月）」を活用した、教師・児童・保護者による早期発見の取組を行う。
- 教師…「チェックポイント」や「チェックリスト《ダイジェスト版》」の活用による観察
- 児童…「学校生活アンケート」の実施
- 保護者…「家庭用チェックリスト」の活用

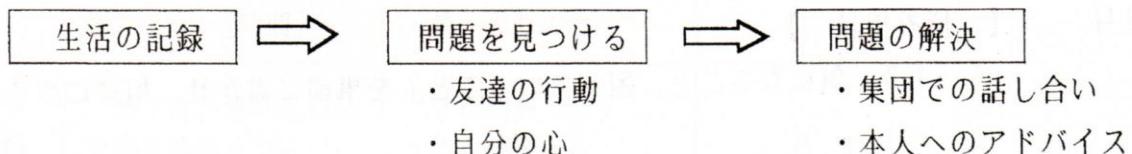
【年間計画】 ●は無記名

		4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月
児童アンケート	総合版			○			○				○		
	簡易版	○	●		○		●	○	○	●		○	○
教育相談の実施				○				○				○	
保護者アンケート				○				○				○	

※ 総合版は県教育委員会の「いじめアンケート」をもとに学校で作成した児童アンケート

※ 教師の「チェックポイント」や「チェックリスト《ダイジェスト版》」の活用による観察は毎月の、教育相談委員会に合わせて実施する。

- ・学級集団の中から一人一人の子どもの問題を見つけ出し、解決の糸口とする。



## ② 相談体制の充実

- ・児童の生活アンケートと保護者アンケートの実施後、児童に教育相談（学期に1回ずつ）を行う。その際、場合によっては保護者への聞き取りを行う。
- ・養護教諭との連携を密にして、児童の現状を把握する。
- ・スクールカウンセラーによる児童観察や面談を行い、今後の対応についての方向性を確認する。場合によっては、保護者面談を行う。

## 【評価と検証】

年間を通しての児童アンケートや保護者アンケート等の実施から、現状を把握し改善に向けての検証も併せて行う。また、日常の人間関係づくりや保護者との連携を通して、安心して過ごせる状況になっているかを検証していくものとする。

- ① 定期的に児童・保護者への取組状況のアンケートを行う。
- ② 校内いじめ防止対策委員会による取組状況の確認と学級での生活の様子の検証を行う。
- ③ 学校いじめ防止対策委員会で、いじめの現状把握と取組状況の確認を行う。

### (3) いじめに対する措置

いじめと思われる事案が発生した場合には、速やかに管理職へ報告を行い、必要に応じて臨時に「いじめ問題対策委員会」を開催し、対策を検討する。



#### ① 本人・保護者から訴えがあった場合の対応

- 秘密厳守を約束し、じっくり話を聞いて安心感を与える。
- 本人を「最後まで守り抜く」ことを伝える。
- 基本的には、本人（保護者）の同意を得てから事実関係の究明に乗り出す。
- 担任、学校に何をしてもらいたいかを確かめながらともに考える姿勢を示す。
- 保護者からの相談、訴えに対しては、必ず複数で対応し承諾を得て記録をとる。

#### ② 教師がいじめを発見した場合の対応

- すぐにいじめを制止し、関係児童全員をその場に残す。
- 必要に応じて他の職員の応援を求め、その場の状況を具体的に詳細に聞き取る。  
(具体的な行動や言動など)
- その日のうちに関係児童個々に教育相談を行い、再度事実確認をする。
- 校内いじめ防止対策委員会を臨時的に開催し、対策を検討する。
- いじめ対策委員会に対しては、状況に応じて臨時開催を要請する。
- 必要に応じて、学級や学年全体で指導したり、警察や専門機関と連携したりして指導に当たる。

### 聞き取りの留意点

- ◇できる限り時系列で細かく起こった事実を聞き取り、記録をしておく。
- ◇複数の聞き取り内容を比較しながら事実関係を確認する。
- ◇本人が認めた内容については、両者で確認し、指導を行う。
- ◇保護者には、確認及び指導した内容を説明する。未確認や推測した内容については、継続して観察及び指導を行う。

#### ③ いじめられた児童とその保護者への対応

- 被害児童の保護者には家庭訪問し、いじめの概要や指導内容を説明するとともに辛い思いをさせたことに対して真摯に謝罪する。
- 今後、二度といじめが起きないよう指導の徹底を図ることを伝えるとともに、今後の対応や指導の方針を説明する。そのために指導の方策や今後の見通しを予め職員相互に協議し、家庭訪問に臨むこと。
- 被害児童に対しては、心のケアに努めるとともに安心して学校生活が送れるように学校全体で守ることを伝える。  
※場合に応じてスクールカウンセラーの助言を求める。

#### ④ いじめていた児童・保護者への対応

- 全関係保護者を招集していじめの概要について説明し、理解を求めるとともに今後の家庭での対応について協力・改善をお願いする。
- 加害児童に対しては、いじめは絶対に許されない行為であることを繰り返し指導するとともに、自らの行為を反省し自ら謝罪したいという気持ちを持てるまで個別の指導・支援を継続する。
- 加害児童の持つ悩みや課題等、問題行動の背景を把握し、解決の支援に努める。  
※場合に応じてスクールカウンセラーの助言を求める。

#### ⑤ ネットいじめの対応

- ネットいじめを発見あるいは情報を受けた場合、校内いじめ防止対策推進委員会で情報を共有するとともに、市教育委員会と連携しながら当該いじめにかかる情報の削除等を求める。
- 児童の生命、または財産に重大な被害が生じる恐れがある場合は、直ちに警察署に通報し、適切な支援を求める。また、市教委への報告を必ず行う。
- 「ライン」については、保護者と連携し、その有害さについて正しい知識を持たせるとともに交信を阻止するために保護者に対し、保護者の毅然とした態度の大切さを啓発する。

## 5 重大事態発生の際の対応

### (1) 重大事態とは

- いじめにより学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき
  - ・ 児童が自殺を企図した場合
  - ・ 身体に重大な傷害を負った場合
  - ・ 金品等に重大な被害を被った場合
  - ・ 精神性の疾患を発症した場合 等
- いじめにより学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき  
(年間30日を目安としている。ただし、日数だけではなく、児童の状況など、個々のケースを十分把握した上で判断する。また、児童や保護者から、いじめられて重大事態に至ったという申し立てがあった場合は、重大事態としてとらえる必要がある。)

### (2) 重大事態の報告

重大事態と思われる事案が発生した場合には、直ちに教育委員会に報告する。

### (3) 重大事件の調査

重大事件と思われる事案が発生した場合には、事件の状況確認や同種の事態の発生防止の目的から下記のような調査を可能な限り行う。

- 全児童を対象とした無記名のアンケート調査
  - 可能であれば被害者児童への聞き取り調査
  - 加害児童に対する聞き取り調査
  - 協力が可能である関係児童に対する聞き取り調査
  - 必要であれば保護者に対するアンケート調査
- } 全てを行うということではなく、状況に応じて検討する。

また、必要に応じて、教育委員会が設けた「いじめ問題対策連絡会議」が調査にあたることがある。

### (4) 警察との連携

- いじめが犯罪行為として取り扱われるべきと認められる事案は、春日警察署と連携した対処を行う。

※市教育委員会への事前相談・報告等を怠らないこと。

## 6 年間計画

月	1 早期発見の取組			2 いじめ問題等に関する校内研修の充実（内容）	3 教育相談体制の整備	評価
	教師の視点から	児童生徒の視点から	保護者の視点から			
4	○気になる(配慮を要する)子どもの情報交換会 ○いじめ不登校対応委員会	○学校生活（いじめ発見簡易アンケート）	○いじめ防止リーフレット	○職員研修（いじめ対策の基本方針, いじめの理解）		
5	○いじめ不登校対応委員会	○学校生活（いじめ発見簡易アンケート）				
6	○いじめ不登校対応委員会	○いじめ無記名アンケート	○いじめ早期発見チェックリスト		○教育相談	
7	○いじめ不登校対応委員会	○学校生活（いじめ発見簡易アンケート）				
8				○職員研修（福岡県いじめ問題総合対策, いじめ防止対策基本法）		
9	○いじめ不登校対応委員会	○学校生活（いじめ発見簡易アンケート）				
10	○いじめ不登校対応委員会	○いじめ無記名アンケート	○いじめ早期発見チェックリスト		○教育相談	
11	○いじめ不登校対応委員会	○学校生活（いじめ発見簡易アンケート）				
12	○いじめ不登校対応委員会	○学校生活（いじめ発見簡易アンケート）				
1	○いじめ不登校対応委員会	○学校生活（いじめ発見簡易アンケート）				
2	○いじめ不登校対応委員会	○いじめ無記名アンケート	○いじめ早期発見チェックリスト		○教育相談	
3	○いじめ不登校対応委員会	○学校生活（いじめ発見簡易アンケート）				

# しない 「いじめ」させない みのがさない

～「いじめ」防止リーフレット～

誰もが安心して  
豊かに生活できる  
学校づくり

いじめのない  
社会形成に  
主体的に取り組む

いじめは  
絶対に  
許されない！

ささいなケースも  
見逃さない

学校・家庭・地域  
総がかりで取り組む

## 保護者・地域の皆様へ

子どもたちのよりよい人間関係を築いていくためには、大城小学校職員と保護者・地域の皆様が連携することが大切です。そして、連携をしていく第一歩として、学校と保護者、地域の皆様が共通理解を図っていくことが必要です。

この「『いじめ』防止リーフレット」は、大城小学校の「いじめ早期発見・早期解決・再発防止」に向けて、学校・家庭・地域が協働して取り組むことができるよう作成しました。子どもたち一人ひとりが安心して学校生活を送ることができるようしていくことは、学校・家庭・地域の皆様の共通の願いであると思います。

いじめは、どの学校でも、どの子にも起こり得る問題です。このリーフレットが、学校・家庭・地域の皆様との共通理解を深め、手を取り合って子どもたちの健全育成を図っていく「礎」になればと願っています。いじめを早期発見するために、子どもの小さなサインを見逃さず、厳しく温かい心で見守っていきましょう。

令和6年4月

**大野城市立大城小学校**

**「いじめ」への基本的な考え方**

いじめは、どの学校でも、どの子どもにも起こり得る問題です。いじめを早期に発見するために、児童のSOSを見逃さず、いじめを許さないというメッセージを発信していくことが必要です。そこで、いじめに向けた本校としての基本方針を次のように設定しています。

**1 いじめを生まない、許さない学校づくり**

- ・全教育活動を通じて、誰もが、安心して、豊かに生活できる学校づくりに努めます。
- ・学校はいじめを絶対に許しません。いじめられている子どもを守り抜きます。

**2 いじめを未然に防ぐ行動がとれる子どもの育成**

- ・児童が主体となっていじめのない社会を形成するという意識を育むため、児童の発達段階に応じていじめを防止する取り組みが実践できるよう指導、支援します。

**3 定期的な実態把握と組織的対応**

- ・児童に対して定期的なアンケートや個別の面談を実施するなど、学校が組織を挙げて児童一人ひとりの状況把握に努めるとともに、校長のリーダーシップのもと、早期解決に向けて組織的に取り組みます。

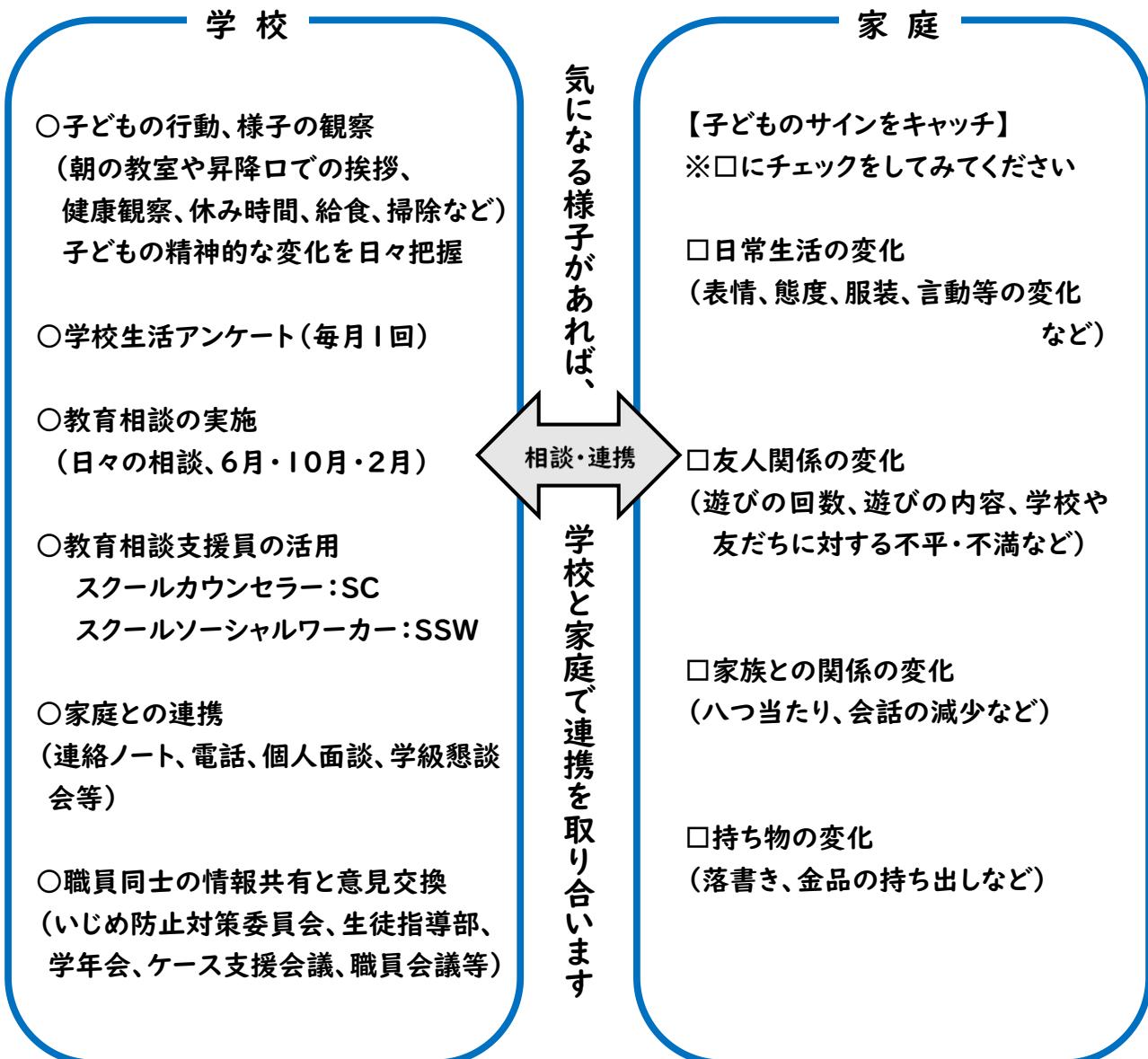
**4 家庭・地域・関係機関と連携した取組**

- ・いじめが発生した場合は、早期に解決できるよう、学校は、家庭、地域や関係機関と連携し情報を共有しながら指導にあたります。
- ・家庭、地域、学校が連携して情報交換を行い、相手を傷つける言動は、いじめであるという共通認識のもと、いじめのおそれがある場合は連携していじめ根絶に努めます。

**※いじめの定義（『いじめ防止対策推進法』第2条第1項より）**

この法律において「いじめ」とは、児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人間関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

## 「いじめ」の早期発見・早期対応の手立て



## 家庭・地域で大切にしたいこと

- 会話を大切にして、子どもが安心して自分の思いを話せる雰囲気をつくりましょう。
- 挨拶などの、基本的な生活習慣を大切にしましょう。
- 役割を任せたり、約束をつくったりして、生活のリズムを整えましょう。
- 携帯電話やスマートフォン、ゲームなどを買い与えるときは、使い方を確認しましょう。
- 子どもの変化に慌てることなく、学校や地域と連携しましょう。
- 学校行事や地域の行事などに積極的に参加し、保護者同士、大人同士の関係をつくり、多くの大人たちで地域の子どもを見守る環境をつくりましょう。

# 「いじめ」に対する基本対応

- (1) 「人をいじめることは人間として絶対に許されない」という毅然とした態度で指導に当たります。
- (2) いじめられた児童には「私一人ではない、先生や友だちが守ってくれる」という安心感をもたせることを第一とし、苦しかった気持ちを共感的に受け止めながら丁寧に事実関係を聞き取ります。
- (3) いじめの事実関係について、いじめられた児童・いじめた児童双方の言い方に違いがあれば、再度十分な聞き取りを行います。
- (4) いじめた児童には本人の人格を否定しないように配慮しつつ言い分を十分に聞いた上で、自ら行つたいじめ行為について向き合わせるようにし、いじめられた児童の辛く苦しい気持ちに気づかせる指導を行います。
- (5) いじめた児童には、きちんといじめ行為を振り返らせた上で、「なにがいけなかったのか」「今後どのように改善していくのか」をいじめられた児童に伝える場をもちます。
- (6) 間接的にいじめに加わった児童には、傍観やはやし立てる行為はいじめられた児童にとっていじめた行為と同じか、場合によってはそれ以上に辛く悲しい思いをさせることについて理解できるように指導します。
- (7) 事実関係が整理できたら、いじめられた児童の保護者といじめた児童の保護者に説明します。
- (8) いじめられた児童・保護者に対しては、事実経過を説明すると共に、学校として今後の解決に向けた取組の具体策を伝えます。
- (9) いじめた児童に対しては、「思いやりの心」がよりよい人間関係づくりをはぐくむことを理解させるよう努め、目標をもって充実した学校生活が送れるように保護者と連携した支援を行っていきます。
- (10) いじめられた児童が安心して学校生活を送れているか定期的に聞く場をもち、見守り支え続けます。

子どもの態度や様子がおかしいと感じたら…

じっくり聴いてください



お子さんが話し始めたら、まずは、

自分の意見をはさまず最後まで聴いてください。

学校に相談してください



学校では、担任はもちろん、校長、教頭、養護教諭、スクールカウンセラー等が対応します。

相談できる機関があります



学校に相談しにくい、他の意見も聞いてみたい、対応に困っているというときには、右記の相談機関があります。

## <相談機関>

○子どもホットライン24（24時間対応）

・福岡地区：092-641-9999

・メールでの相談の場合

[hotline24@pref.fukuoka.lg.jp](mailto:hotline24@pref.fukuoka.lg.jp)

○少年サポートセンター

（祝日・年末年始を除く月～金曜日  
9:00～17:45 対応）

ハートケア中央：092-558-7830

○大野城市教育サポートセンター

092-580-1877



大野城市立大城小学校